|  |  |
| --- | --- |
| 基本指針の目標 | 障がい児支援の提供体制の整備 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 計画（Ｐ）→実施（Ｄ） | 目標値実績値 | * 【令和５年度末までの目標値】
* ・児童発達支援センターの設置：43箇所

　・保育所等訪問支援の実施： 43箇所　・難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保　・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保：43箇所　・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保：43箇所* ・医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の
* 設置（大阪府）： １
* ・医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の
* 設置（保健所圏域）：18
* ・医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場の
* 設置（市町村）： 43
* ・医療的ケア児等コーディネーターの配置（市町村）：福祉関係１名
* 医療関係１名
*
* 【目標達成の考え方等】

目標達成に向け、市町村における取組手法等について確認・検証を行うとともに、必要な法制度や施策の創設・改正がなされるよう、国に要望及び提言を行います。また、事業所の新規参入に向けた研修事業を推進します。【実績の推移】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実績 | 令和3年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 児童発達支援センターの設置市町村等数 | 35箇所 | 35箇所 | ●箇所 |
| 保育所等訪問支援の実施市町村等数 | 4１箇所 | 42箇所 | ●箇所 |
| 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保 | 有 | 有　 | ● |
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保（市町村等数） | 35箇所 | 37箇所 | ●箇所 |
| 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保（市町村等数） | 37箇所 | 39箇所 | ●箇所 |
| 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場（大阪府） | １ | １ | ● |
| 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場（保健所圏域） | 18 | １８ | ● |
| 医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する関係機関の協議の場（市町村） | 37 | ３８ | ● |
| 医療的ケア児等コーディネーターの配置 | 福祉関係76名医療関係19名 | 福祉関係260名医療関係30名 | ● |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 主な活動指標の一覧 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 |
| 児童発達支援 | 見込 | 11,271人／月 | 12,277人／月 | ●人／月 |
| 実績 | 11,926人／月 | 13,926人／月 | ●人／月 |
| 医療型児童発達支援 | 見込 | 434人／月 | 442人／月 | ●人／月 |
| 実績 | 355人／月 | 315人／月 | ●人／月 |
| 放課後等デイサービス | 見込 | 26,891人／月 | 29,690人／月 | ●人／月 |
| 実績 | 27,670人／月 | 31,695人／月 | ●人／月 |
| 保育所等訪問支援 | 見込 | 1,272人／月 | 1,663人／月 | ●人／月 |
| 実績 | 1,118人／月 | 1,633人／月 | ●人／月 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 見込 | 66人／月 | 72人／月 | ●人／月 |
| 実績 | 23人／月 | 19人／月 | ●人／月 |
| 障がい児相談支援 | 見込 | 7,201人／月 | 8,600人／月 | ●人／月 |
| 実績 | 6,889人／月 | 7,862人／月 | ●人／月 |
| 福祉型障がい児入所支援 | 見込 | 508人／月 | 510人／月 | ●人／月 |
| 実績 | 495人／月 | 487人／月 | ●人／月 |
| 医療型障がい児入所支援 | 見込 | 257人／月 | 257人／月 | ●人／月 |
| 実績 | 227人／月 | 212人／月 | ●人／月 |

 |
| 評価（Ｃ） | 改善（Ａ） |
| ①児童発達支援センターの設置【目標等を踏まえた評価（令和４年度）】●計画の達成状況・計画期間において設置数は微増傾向で推移し、令和4年度の実績は４３市町村のうち、３５市町村での設置状況であった。●状況分析・未設置の市町村については、市町村規模によっては管内の利用者が見込めないことや、実施する財源の確保が課題であったり、候補者（法人）がいないことから単独での設置が図れていないことなどが考えられる。【課題】・未設置市町村に対しては、引き続き各市町村による設置検討を基本としつつ、既に共同設置を行っている好事例の紹介等、共同利用体制の構築等を検討するよう働きかけを行う必要がある。1. 保育所等訪問支援の実施

【目標等を踏まえた評価（令和４年度）】●計画の達成状況・計画期間において実施数の増加を図ることが出来ており、令和３年度の実績は４３市町村のうち、４２市町村での実施であった。●状況分析　・未整備の１町においては、町内で利用希望がないことが未整備の理由となっている。【課題】・未整備の町に、近隣市町村の事業所への調査等を含め、ニーズに応じて、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に向けた働きかけを行う必要がある。③難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築【目標等を踏まえた評価（令和４年度）】●計画の達成状況　・府立福祉情報コミュニケーションセンターを難聴児早期支援の中核拠点として、「きこえ」専門の相談窓口の「ひだまり・MOE」が中心となり相談支援などを実施。●状況分析　・医療機関で「聴覚に障がいがあり」と判定された後、聴覚障がいのある子どもとその保護者が、支援を担う社会資源等に容易にたどり着けていない。・難聴児とその保護者への適切な情報提供及び福祉情報コミュニケーションセンターを中核とした関係機関の連携促進が必要。④主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保【目標等を踏まえた評価（令和４年度）】●計画の達成状況・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は、令和４年度の実績は43市町村のうち、３７市町村で確保。・管内全体の事業所数としても令和３年度から令和４年度にかけて１０６事業所から１２８事業所へと増加を図ることができている。●状況分析・主に重症心身障がい児の支援においては、福祉的な支援スキル、医療的な支援スキルの両面が求められるが、事業所開設にあたっては、これらの支援に関するノウハウが不足していることなどが考えられる。【課題】　　・事業所の開設にあたって重症心身児障がい児の支援に関するノウハウが不足していることについては引き続き、医療的な面や福祉的な面から支援スキルの向上を図るための研修や専門相談会を実施することで、事業所数の増加に取組む必要がある。⑤主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保【目標等を踏まえた評価（令和４年度）】　・４３市町村のうち、３９市町村において事業所が確保され増加傾向にある。（達成率９１％）●計画の達成状況・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の、令和４年度実績は43市町村のうち、３９市町村で確保。（達成率９１％）　・管内全体の事業所数としても令和３年度から令和４年度にかけて、１３２事業所から１４７事業所へと増加を図ることができている。●状況分析・主に重症心身障がい児の支援においては、福祉的な支援スキル、医療的な支援スキルの両面が求められるが、事業所開設にあたっては、これらの支援に関するノウハウが不足していることなどが問題となっている。【課題】　・事業所の開設にあたって重症心身児障がい児の支援に関するノウハウが不足していることについては引き続き、医療的な面や福祉的な面から支援スキルの向上を図るための研修や専門相談会を実施することで、事業所数の増加に取組む必要がある。⑥医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場の設置【目標等を踏まえた評価（令和４年度）】●計画の達成状況・新型コロナ感染症の影響等により、医療依存度の高い重症心身障がい児等に関する協議の場を運営するのが困難な保健所があった。・市町村の協議の場は、４３市町村のうち、３７市町村で確保。●状況分析　・未設置の市町村に対して、設置に向けた具体的な働きかけが必要である。⑦医療的ケア児等コーディネーターの配置【目標等を踏まえた評価（令和４年度）】●計画の達成状況　43市町村のうち、31市町において医療的ケア児等コーディネーターが配置されている。そのうち、福祉関係は29市町260名、医療関係は16市30名が配置されている。●状況分析・未設置の市町村では、コーディネーターの役割等が周知・浸透されていないことや専門性のある人材が不足していることにより配置が進んでいない状況である。・医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施するとともに、研修修了者を対象に情報交換会を行うことで活動を促進し、市町村への配置につながるようにしている。 | 【令和５年度における取組等】1. 児童発達支援センターの設置

・児童福祉法の改正（施行期日：令和6年4月1日）により児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的な役割を担うことの明確化等がなされたことを踏まえ、令和４年度に実施した府内市町村における児童発達支援センターの設置状況及び運用状況についての市町村アンケートの分析結果をもとに、各圏域の市町村へのヒアリングを行った。1. 保育所等訪問支援の実施

・未整備の町に、近隣市町村の事業所への調査等を含め、ニーズに応じて、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に向けた働きかけを行った。1. 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

・難聴児支援の中核機能を担う「ひだまり・MOE」がその機能を十分に発揮し、難聴児と保護者への適切な情報提供や支援を遅滞なく実施できるよう、療育機関や支援学校等との連携促進を行った。・相談支援ネットワーク事業において、個別相談と療育支援や手話の体験ができるイベントを開催。・相談支援ネットワーク事業の一環として、療育機関や手話言語獲得支援機関と行政職だけでなく、保健師や言語聴覚士など様々な職種の市町村担当者向けに、聴覚に障がいのある子どもの支援にかかる説明会を開催。・聴覚障がいのある児童等が在学する学校の教員等を対象とした手話講座や、府内市町村小中学校の難聴学級を担当する教職員向けの手話講座を実施。④主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保・計画期間中において、重症心身障がい児に対する支援技術の向上を図るため、福祉的な面からの機関支援（全職種対象）及び医療的な面からの機関支援(看護師等医療従事者対象)の為の研修及び相談会を実施した。（研修内容は以下のとおり）１　重症心身障がい児に対する支援技術の向上　（1）福祉的な面からの機関支援（全職種対象）　　　①H30年度に策定した支援ツール等を活用した研修や、事例検討・相談会を実施　　　　・「障がいのある子どもと家族のための活動支援～アートと作業療法」　　　②重心児支援のノウハウのある現場による実習、及び電話相談への助言(随時)　（2）医療的な面からの機関支援(看護師等医療従事者対象)1. 医療的ケア、個別性に合わせた多様な対応について、研修及び事例検討を実施

　　　　・「重症心身障がいのある子どもと家族のための健康支援」1. 重心児支援のノウハウのある現場によ

る実習及び電話相談への助言(随時)。　　 　1. 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

・計画期間中において、障がい児通所支援の支援技術の向上および関係機関の連携強化を図るため、全体研修や専門研修会並びに地域別交流会を実施した。（研修内容は以下のとおり）１　障がい児通所支援の支援技術の向上および関係機関の連携強化　・全体研修：今後の障がい児支援の在り方について　　・専門研修会（3回）1. 家庭と教育と福祉の連携
2. 今　、こどもたちに必要な支援とは
3. こどもを取り巻く支援の体制と連携（進路選択と長期的支援）

 ・地域別交流会：同内容を3回実施（1回あたり2圏域）　　テーマ：子どもの発達を保証する生活と仲間づくり　-学童を中心に-⑥医療依存度の高い重症心身障がい児者等に関する協議の場の設置・未設置の市町村に働きかけを行った。令和４年度に１市が設置済。⑦医療的ケア児等コーディネーターの配置○医療的ケア児等コーディネーター養成研修等の実施　・コーディネーター養成研修（定員40名）　　　講義２日：R６.1/1７、1/２２　　演習２日：R６.2/２6、2/２7・支援者養成研修（定員120名）　　講義２日：R６.1/1７、1/２２○未受講市町村へのヒアリングの実施・コーディネーターの配置促進に向け、過去に医療的ケア児等コーディネーター養成研修未受講の市町村へヒアリングを実施 |